

山形市建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、山形市が所掌する建設工事の監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この技術基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、工事請負契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「約款」とは、山形市建設工事請負契約約款をいう。
- (3) 「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書、質問に対する回答書等をいう。
- (4) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書、共通特記仕様書及び各工事に規定される特記仕様書を総称していう。
- (5) 「共通仕様書」は、山形県土木工事共通仕様書又は約款及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るため、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (6) 「共通特記仕様書」とは、山形県土木工事共通特記仕様書又は各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (8) 「設計書」とは、工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (9) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図書及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。
- (10) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (11) 「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。
- (12) 「指示」とは、監督職員が受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (13) 「承諾」とは、受注者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (14) 「協議」とは、監督職員と受注者等とが両者において合意すべき事項について結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (15) 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書

面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (16) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面その他資料を示し、説明することをいう。
- (17) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (18) 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名のあるものを有効とする。緊急を要する場合は電話、FAX及び電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (20) 「確認」とは、工事の実施状況を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認し、受注者に対して認めることをいう。
- (21) 「立会い」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (22) 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (23) 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
- (24) 「基本品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
- (25) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。
- (26) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (27) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等から提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (28) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者が行う検査をいう。
- (29) 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。
- (30) 「調整」とは、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる種々の問題、関連設備工事等との取合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、次の表の各項目について監督を実施するものとする。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保		
(1) 契約図書等の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面及び工事関係図書等契約の履行上必要な事項を把握する。	
(2) 工程表等の確認等	① 工程表及び請負代金内訳書の確認 受注者から提出された工程表及び請負代金内訳書（必要と認めた場合）を確認する。	約款第3条
	② 施工計画書の確認 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	
	③ 工事の着手 設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しているか確認する。	
(3) 施工体制等の把握	① 現場代理人及び配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 現場代理人等指定通知書により現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を確認する。なお、契約金額500万円以上の工事については、受注者から工事实績情報システム（CORINS）の登録内容確認書の提出を求め、確認する。	約款第11条
	② 下請負の把握 下請負がある場合は、山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針に基づき、適切に処理する。	約款第8条 約款第8条の2
	③ 施工体制台帳等の整備 施工体制台帳等の提出を求め内容を確認し、現場に備え付けさせる。	
	④ その他契約の履行上必要な事項 労災保険の加入、建設業退職金共済制度の適用の確認などを行う。	
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	約款第10条

項目	業務内容	関連図書及び条項
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 約款第19条第1項各号のいずれかに該当する事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。(設計変更事務の取り扱いは、別に定める設計変更事務取扱要領による。)	約款第19条
	② ①の調査結果を受注者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む。)する。	約款第19条
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	約款第19条
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、受注者に対し指示する。	約款第2条
(8) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第12条
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条第2項及び第45条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	
(10) 工事発注者等への報告		
ア) 工事中止及び工期の延長の検討等	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、一時中止の通知を行い、また、工期の変更が必要な場合は、変更契約の手続を行う。	約款第21条
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合はその理由を検討し、変更契約が必要と認められたときは、変更契約の手続を行う。	約款第16、 18～22、 45条
イ) 一般的な工事目的物等の損害の調査等	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、その内容を上司に報告し指示を受け処理する。	約款第29条

項目	業務内容	関連図書及び条項
ウ) 不可抗力による損害の調査等	① 天災等の不可抗力による、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、その内容を上司に報告し指示を受け処理する。	約款第31条
	② 損害額の負担請求内容を審査し、その内容を上司に報告し指示を受け処理する。	約款第31条
エ) 第三者に及ぼした損害の調査等	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、その内容を上司に報告し指示を受け処理する。	約款第30条
オ) 部分使用の確認等	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を確認し処理する。	約款第35条
カ) 中間前金払請求時の出来高確認等	中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書等に基づき、支出要件を確認し処理する。	約款第36条
キ) 部分払請求時の出来形の審査等	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い処理する。	約款第39条
ク) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、上司に報告し指示を受け処理する。	約款第13条
ケ) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第47条第1項、第48条、第49条及び第49条の2第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、上司に報告し指示を受け処理する。	約款第47条 約款第48条 約款第49条 約款第49条の2
	② 受注者から契約の解除の通知を受けた場合は、契約解除要件を確認し、その内容を上司に報告し指示を受け処理する。	約款第52条 約款第53条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当課と協議し必要な措置を行う。	約款第55条

項目	業務内容	関連図書及条項
2 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	次の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立ち会い ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	約款第17条
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会いのうえ調合し、若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	約款第14条、第15条
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書に基づき立ち会いを行う。	約款第15条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。	
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により把握する。	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	
(7) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	約款第10条
	② 契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。	約款第18条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	約款第16条

項目	業務内容	関連図書及び条項
	② ①の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を上司の指示を受け引渡し等の措置をとる。	約款第16条
(9) 品質管理	設計図書で要求された品質を満たすため、適切な時期に必要な応じて検査を実施する。	
(10) 工法の提案	設計図書上の工法以外の提案（VE提案）に対する協議をいう。	
3 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4 その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	
(2) 臨機の措置	災害防止その他工事の施工上特に必要があるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款第28条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、上司に報告し必要な措置を行う。	
(4) 工事成績の評定	工事が完成したときは、速やかに状況を調査し、評定を行う。	
(5) 工事完成検査及び技術検査等の立会い	原則として、監督職員は、工事の完成、一部完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	
(6) 文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物の発見・報告を受けた場合は、その措置について適切な措置を行う。	
(7) 工事実績の登録	工事実績情報の登録を特記した工事について、登録内容の把握と登録証明資料の受領を行う。	
(8) 重点監督	主たる工種に新工法、新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回った工事、その他これに類する工事については確認の頻度を増やして監督を行う。	

附 則

この技術基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、令和4年4月1日から施行する。